

承認研修は、校長の権限と責任において適切に判断されるべき（県教委）

校長によって差がある 是正を！（香教組）

進まない働き方改革 子どもがいきにこにできることがある



あいさつをする香教組石川中央執行委員会長

香教組 あいさつをする香教組石川中央執行委員会長

宅勤務について、2022年度の夏は校長からの説明がない。どうなっているのか。

2021年度のこの交渉では、義務教育課長が、「真職員もテレワークが推奨されている」と話している。実際は、夏休みにテレワークだったという話は聞こえてこなかつた。また、「承認研修」についても話題にすら出ない。

香教組

コロナ禍対応での在宅勤務について、2022年度の夏は校長からの説明がない。どうなっているのか。

2021年度のこの交渉では、義務教育課長が、「真職員もテレワークが推奨されている」と話している。実際は、夏休みにテレワークだったという話は聞こえてこなかつた。また、「承認研修」についても話題にすら出ない。

**教育公務員特例法第21条、22条の趣旨を確認し、夏季休業中の「自宅研修」を各自主研修を保障する」と。
① 教特法第22条第2項について、研修結果報告書の提出の義務つけをやめること。当面研修結果報告書の義務づけ以外に法の趣旨解釈の変更をしないこと。
② 研修の承認は、校長の判断で行い、教特法の趣旨に反すること。研修の取得状況の調査を実施しないことを管理職に適切に伝えること。**

香教組

「承認研修」を取られては困るのか。
例えば、総合学習の資料集めを図書館でしたいという申請さえ認められなかつた例がある。

学校でできないことか資料がないのか、現段階で判断できないので、何とも言えない。校長に申請すれば、「真教委に聞いてみる」と校長である。

香教組

夏季休業中の校内外の現職教育・研修会等を大幅に精選するよう市町教委も管理職を指導すること。
2021年度、香小中研について、中学校は中止されたが、小学校はあった。2022年度の実施も、小中で差がある。教科や担当によつても同様だ。負担が大きい。

香教組

中学校では、研修があると部活動を休みにする。結局、その代わりの日を部活動として設定する。休みが取れない。

小中研は、団体の判断。県としては伝えていくが…。

香教組

2022年度、工代策で判断している。香教組は、団体の判断。県の研修はコロナ対策で判断している。香教組は伝えていくが…。

2022年度、工代策で判断している。香教組は、団体の判断。県の研修はコロナ対策で判断している。香教組は伝えていくが…。

「講師」に、自主研修が十分保障されるよう指導すること。
教員採用試験の受験に関しては、もう一度考えていかなければならない課題だと考へておられる。

香教組

研修の内容等に応じ、限と責任において適切に判断されるべきものである。

香教組

採用選考試験を受験する講師等の勤務については、勤務時間外に

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

2022年7月12日、香教組は県教委に対し、夏季休業中の教職員の勤務条件の改善について、市町教委や各学校への文書通達をはじめ、適切な指導を行うよう要求しました。

現場には伝わってこない。
市町教委や校長に伝えていきたい。
新しい研修制度の議論が進む中、研修の精選と自主研修の承認の拡充が求められるのでは。

現場には伝わって多い。
市町教委や校長に伝えていきたい。
現職教育などと兼ねられないか。
の短縮ができる。検討してほしい。
在宅での研修は難しい。

現場には伝わってこない。

世代は、子育て世代が多い。校務分掌もたくさん抱えている。在宅でオンラインで受けることができる。往復の移動時間の短縮ができる。検討してほしい。

在宅での研修は難しい。

人事効率化その機能の十分な發揮を



要求書を手渡す香教組石川中央執行委員長

2022年7月5日、人事委員会と香教組個別交渉が行なわれました。人効率化の持つ労働基本権制約の代償機関としての機能を十分に發揮し、教職員の勤務実態、生活実態と要求を十分に反映した勧告を行うよう要求しました。

要求項目は、下記の通りです。

1. 教育公務員給与を改善するための勧告を行うこと。

(1) 2022年度の給与改定にあたっては、民間賃金の実態を正確に把握し、地方公務員の生活を改善するため、また、人材確保のため賃金水準をひきあげること。

(2) 中高年層の賃金改善をはかること。

2. 賃金水準の向上のために、現在支給されている地域手当を、教職員の職務内容を鑑み支給割合を上げること。

3. 一時金は期末手当に一本化し、年間5ヶ月以上とするこ

と。

4. ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」「C E R T 勧告」を尊重し、学校現場になじまない能力実績主義

(1) 教職員の長時間過密労働の解消・少人数学級の一層の拡充のため定数増を行うこと。

(2) 教職員の超過勤務について精確な数字で報告するとともに、業務の適正化や効率化など実効性のある教職員の働き方改革を一層推進するよう勧告すること。

(3) 人間ドック受診ができるよう県教育委員会を指導すること。

5. 諸手当の改善について

(1) 義務教育等教員特別手当を削減する勧告を行わないこと。

(2) 管理職や主幹など一部の教員手当だけを加算せず、教職員全体に公平に支給すること。

(3) 通勤手当については、全額実費支給、全額非課税とすること。

(4) 自家用車の公務使用における車賃単価を引き上げること。

(5) 勤務条件の改善について

(1) 教職員の長時間過密労働の解消・少人数学級の一層の拡充のため定数増を行うこと。

(2) 教職員の超過勤務について精確な数字で報告するとともに、業務の適正化や効率化など実効性のある教職員の働き方改革を一層推進するよう勧告すること。

(3) 同一労働同一賃金を原則に60歳以上の賃金水準の引き下げを行わないこと。とりわけ、教職員の働き方の特殊性を十分考慮すること。

6. 定年年金の改善について

(1) 定年年金の改善を行うこと。

(2) 定年年金の改善を行うこと。

(3) 定年年金の改善を行うこと。

(4) 定年年金の改善を行うこと。

(5) 定年年金の改善を行うこと。

(6) 定年年金の改善を行うこと。

(7) 定年年金の改善を行うこと。

(8) 定年年金の改善を行うこと。

7. 定年年金の改善について

(1) 定年年金の改善を行うこと。

(2) 定年年金の改善を行うこと。

(3) 定年年金の改善を行うこと。

(4) 定年年金の改善を行うこと。

(5) 定年年金の改善を行うこと。

(6) 定年年金の改善を行うこと。

(7) 定年年金の改善を行うこと。

(8) 定年年金の改善を行うこと。

(9) 定年年金の改善を行うこと。

(10) 定年年金の改善を行うこと。

(11) 定年年金の改善を行うこと。

(12) 定年年金の改善を行うこと。

(13) 定年年金の改善を行うこと。

(14) 定年年金の改善を行うこと。

(15) 定年年金の改善を行うこと。

(16) 定年年金の改善を行うこと。

(17) 定年年金の改善を行うこと。

(18) 定年年金の改善を行うこと。

(19) 定年年金の改善を行うこと。

(20) 定年年金の改善を行うこと。

(21) 定年年金の改善を行うこと。

(22) 定年年金の改善を行うこと。

(23) 定年年金の改善を行うこと。

(24) 定年年金の改善を行うこと。

(25) 定年年金の改善を行うこと。

(26) 定年年金の改善を行うこと。

(27) 定年年金の改善を行うこと。

(28) 定年年金の改善を行うこと。

(29) 定年年金の改善を行うこと。

(30) 定年年金の改善を行うこと。

(31) 定年年金の改善を行うこと。

(32) 定年年金の改善を行うこと。

(33) 定年年金の改善を行うこと。

(34) 定年年金の改善を行うこと。

(35) 定年年金の改善を行うこと。

(36) 定年年金の改善を行うこと。

(37) 定年年金の改善を行うこと。

(38) 定年年金の改善を行うこと。

(39) 定年年金の改善を行うこと。

(40) 定年年金の改善を行うこと。

(41) 定年年金の改善を行うこと。

(42) 定年年金の改善を行うこと。

(43) 定年年金の改善を行うこと。

(44) 定年年金の改善を行うこと。

(45) 定年年金の改善を行うこと。

(46) 定年年金の改善を行うこと。

(47) 定年年金の改善を行うこと。

(48) 定年年金の改善を行うこと。

(49) 定年年金の改善を行うこと。

(50) 定年年金の改善を行うこと。

(51) 定年年金の改善を行うこと。

(52) 定年年金の改善を行うこと。

(53) 定年年金の改善を行うこと。

(54) 定年年金の改善を行うこと。

(55) 定年年金の改善を行うこと。

(56) 定年年金の改善を行うこと。

(57) 定年年金の改善を行うこと。

(58) 定年年金の改善を行うこと。

(59) 定年年金の改善を行うこと。

(60) 定年年金の改善を行うこと。

(61) 定年年金の改善を行うこと。

(62) 定年年金の改善を行うこと。

(63) 定年年金の改善を行うこと。

(64) 定年年金の改善を行うこと。

(65) 定年年金の改善を行うこと。

(66) 定年年金の改善を行うこと。

(67) 定年年金の改善を行うこと。

(68) 定年年金の改善を行うこと。

(69) 定年年金の改善を行うこと。

(70) 定年年金の改善を行うこと。

(71) 定年年金の改善を行うこと。

(72) 定年年金の改善を行うこと。

(73) 定年年金の改善を行うこと。

(74) 定年年金の改善を行うこと。

(75) 定年年金の改善を行うこと。

- (4) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(5) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

- (6) 再任用教職員を定数外に位置づけること。再任用教職員の月例給、期末手当などの賃金水準の向上を図ること。

- (7) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(8) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定制度

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(9) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(10) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(11) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(12) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(13) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(14) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(15) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(16) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(17) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(18) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(19) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(20) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(21) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(22) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(23) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(24) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(25) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(26) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(27) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(28) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(29) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(30) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(31) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(32) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

(33) 「定数内講師」をなくし、全員教諭採用すること。
(34) 講師、会計年度任用職員について、同一労働・同一賃金の原則を踏まえ、基本給・諸手当・休暇等における不合理な格差を解消させること。

勤務評定期

「指導が不適切な教員」の認定期について、教職員団体との協議に誠実に応じるよう県教育委員会に対して指導すること。

</div



